

区 長 決 定
平成 2 8 年 3 月 3 0 日
27 新都建指第 1 5 8 3 号の 1

都市計画道路に関する都市計画法第 53 条第 1 項の許可取扱基準

当該建築物が、次に掲げるすべての要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

- 1 市街地開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと。
- 2 階数が 3 以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 3 高さが 1 0 m 以下であること。
- 4 建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 5 都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

附則

- 1 本基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「東京都市計画区域内における都市計画道路に関する都市計画法第 53 条第 1 項の許可取扱基準」（平成 16 年 3 月 8 日新宿区都市計画部長決定）は廃止する。